

松尾・下久堅地区治水事業協議会

情報公開について（案）

1. 協議会の公開

(1) 規約第5条で原則公開としているが、特定の個人・団体の利害や個人のプライバシーに関する事項、並びに特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部又は全部を非公開とする。

なお、非公開に関する内容については、委員長が決定する。

(2) 審議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影等は、委員長の冒頭挨拶までとする。

(3) 協議会には傍聴席を設け、一般の傍聴は自由とする。ただし、一般傍聴者の審議中の発言は認めない。

(4) 協議会の開催案内は、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所のホームページ掲載や記者クラブへの情報提供等により行う。

2. 会議資料の公開、報道機関の取材への対応

(1) 会議資料及び議事概要の公開は、規約第5条第1項による。

(2) 第5条第2項に関して、会議の資料は、原則ホームページ等で公開し、会議の議事結果は要旨をとりまとめて議事要旨とし、委員長の承認を経て、ホームページ等で公開する。

(3) 記者会見は、協議会を公開することから、原則として行わないものとする。